

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 専門人材マッチング

・農産物加工所の完成に伴い食品衛生管理やマーケティング等の相談員を招き、農産物の付加価値を高め、懐かしい昔ながらの味などを製品化し、道の駅くろほね・やまびこの売店で販売。農家経営の所得向上と安定化及び農産物価格の向上並びに地域経済の活性化と雇用創出を図る。

b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

・店舗内の蛍光灯をLED照明への交換や冷蔵庫等の買い替えは省エネ家電導入により電気設備の省エネ化を図る。

c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

・屋外トイレの改修をおこないます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引価格の決定に当たっては、取引事業者と年に1回以上の協議を行うとともに、取引事業者の適正な利益を含み、取引事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引価格の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。割引料等を取引業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場をノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時などにおいては、取引事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2026年1月10日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

農事組合法人黒保根やまびこ会 代表理事組合長 星野博一

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。